

福井県報

第 326 号
令和 6 年
11月26日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

告 示

- 土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（468・環境政策課）……………1
- 生活保護法の規定による指定医療機関の指定（469・地域福祉課）……………3
- 生活保護法の規定による指定医療機関の変更および廃止（470・同）……………3
- 生活保護法の規定による指定医療機関の辞退（471・同）……………3
- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定（472・同）……………4
- 生活保護法の規定による指定介護機関の廃止（473・同）……………4
- 生活保護法の規定による指定介護機関の辞退（474・同）……………4
- 保安林の指定施業要件の変更（475・森づくり課）……………5
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（476・同）……………5
- 道路の供用の開始（477・道路保全課）……………6
- ※福井県港湾施設管理条例に規定する制限水域の指定の一部を改正する告示（478・港湾空港課）……………6
- ※福井県港湾施設管理条例に規定するコンテナターミナルの区域の指定の一部を改正する告示（479・同）……………6

公 告

- 公共測量の実施（土木管理課）……………6
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（道路保全課）……………6
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）……………9

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出（91）……………9
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出（92）……………11

労働委員会公告

- 福井県労働委員会あっせん員候補者の氏名等……………11

告 示

福井県告示第468号

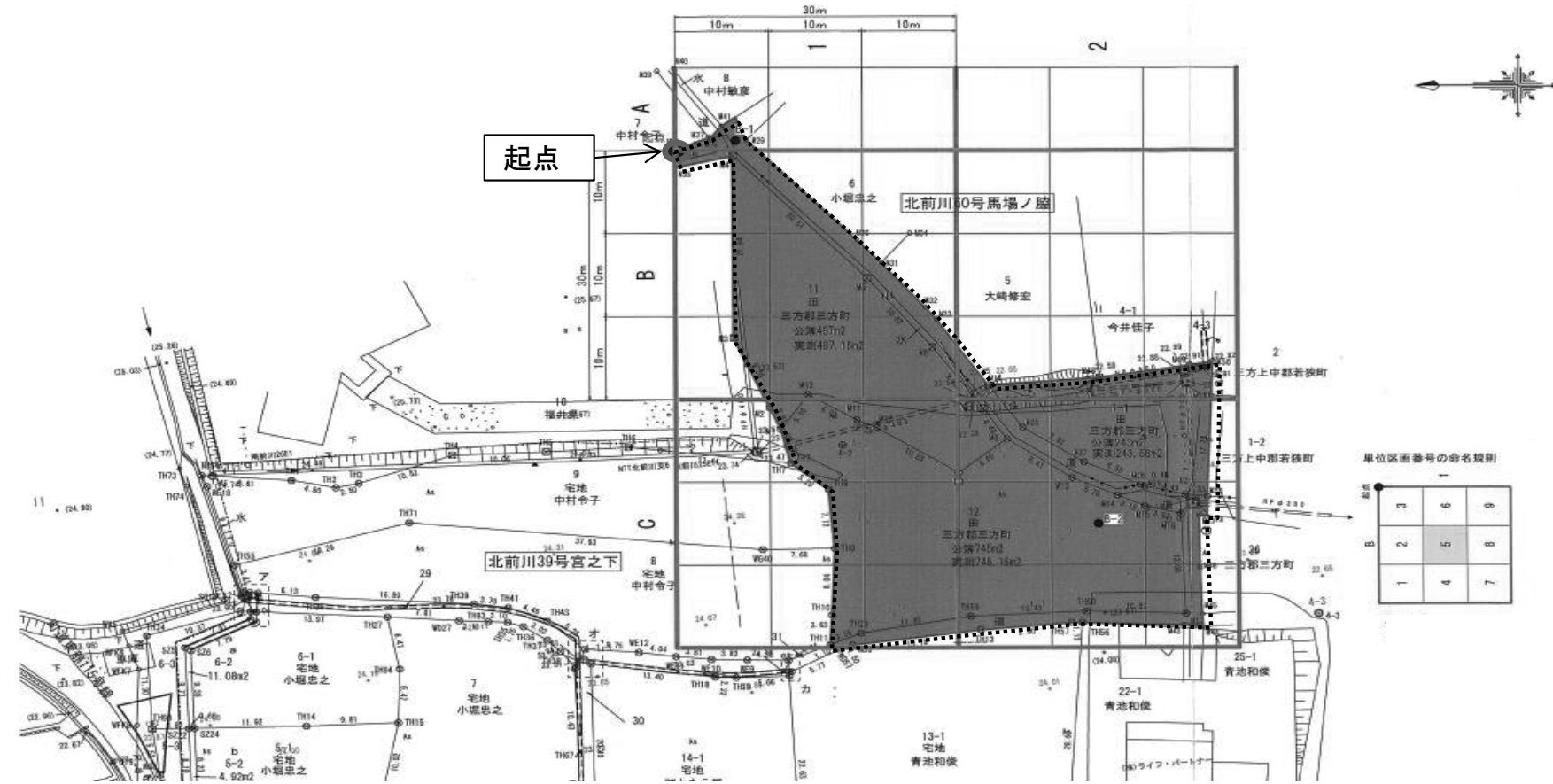
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和6年11月26日

福井県知事 杉本 達治

- 1 形質変更時要届出区域 別図のとおり（三方上中郡若狭町北前川39号11番、12番、11番地先水路、12番地先水路、11番地先里道、12番地先里道、北前川60号1番1、1番1地先水路、1番1地先里道）

別図



【凡 例】	
	形質変更時要届出区域
	調査対象地
	単位区画境界線(30m)
	単位区画境界線(10m)

【起点】
起点は、調査対象地の最北端

- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 3 土壌汚染対策法施行規則第58条第5項第10号から第13号までの該当性 土壌汚染対策法施行規則第58条第5項第10号に該当する。

福井県告示第469号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定医療機関から指定の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月26日
福井県知事 杉本 達治

指定日	医療機関名称	医療機関住所
R6.11.1	わかば眼科クリニック	敦賀市若葉町3丁目104
R6.10.1	柴田医院	あわら市二面4丁目109番地
R6.11.1	やなぎや薬局	大野市元町7-23
R6.10.1	五番イマムラ薬局	大野市明倫町11-5

福井県告示第470号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および第55条の規定により指定医療機関および指定施術機関から変更および廃止の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月26日
福井県知事 杉本 達治

届出日	内容	医療機関名称	医療機関住所
R6.9.12	開設者変更 管理者変更	医療法人 文生会 井元産婦人科医院	越前市堀川町6-25
R6.10.2	管理者変更	ツルカメ調剤薬局	越前市府中1-7-13
R6.9.5	管理者変更	クスリのアオキ高浜薬局	大飯郡高浜町宮崎87北潮入6番地7
R6.11.1	電話番号変更	河和田整骨院	鯖江市別司町21-17
R6.8.28	廃止	スギ薬局 敦賀駅前店	敦賀市鉄輪町二丁目3番11号
R6.9.18	廃止	やなぎや薬局	大野市元町7-23

福井県告示第471号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条および第55条の規定により指定医療機関および指定施術機関から辞退の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月26日
福井県知事 杉本 達治

辞退日	医療機関名称	医療機関住所
R6.12.14	友田医院	坂井市春江町江留上中央11-7
R6.9.30	丸山町接骨院	鯖江市丸山町1丁目2-7 サンシャイン丸山1階

福井県告示第472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関を指定したので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月26日
福井県知事 杉本 達治

指定介護機関番号	サービスの種類	介護機関名称	介護機関住所	申請（開設）者	指定年月日
1870200043	介護予防短期入所生活介護	ショートステイ真盛苑	福井県敦賀市荻生野90-3	社会福祉法人 慈攝会 理事長 河瀬 雄二	令和6年11月1日

福井県告示第473号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関からその業務を廃止する旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月26日
福井県知事 杉本 達治

指定介護機関番号	サービスの種類	届出事項	名称	廃止年月日	介護機関住所
1870300769	地域密着型通所介護	廃止	くるみの森 武生	令和6年10月31日	〒915-0082 福井県越前市国高2丁目322-7

福井県告示第474号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関からその業務を辞退する旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月26日
福井県知事 杉本 達治

指定介護機関番号	サービスの種類	届出事項	名称	辞退年月日	介護機関住所
	訪問看護				

1811714763	居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防居宅療養管理指導	辞退	友田医院	令和6年12月14日	〒919-0453 福井県坂井市春江町江留上中央11-7
------------	--------------------------------------	----	------	------------	---------------------------------

福井県告示第475号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年11月26日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三方上中郡若狭町河内49号寂仙坊1の2
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第476号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月26日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市橋爪33字滝ノ谷1、2、4から12まで、34字鍋ノ釣1から7まで、9の1、9の2、10、11、35字大平1から11まで、12の1、39字壁山1の1、1の5から1の48まで、41字イヤヂ谷1の5から1の8まで、42字菅ノ道大廻り1の3から1の55まで、2

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書書類を福井県庁および大野市役所に備え置縦覧に供する。)

福井県告示第477号

主要地方道篠尾勝山線の下記区間において、歩道整備工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和6年11月26日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年11月26日
福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	篠尾勝山線	勝山市鹿谷町本郷27字芝草19番5から勝山市鹿谷町本郷34字堂ノ前9番6まで	令和6年11月27日

福井県告示第478号

福井県港湾施設管理条例に規定する制限水域の指定（平成16年福井県告示第425号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月26日
福井県知事 杉本 達治

- 2を次のように改める。
- 2 制限水域の区域の縦覧
制限水域の区域の縦覧については、福井県土木部港湾空港課のホームページに公開して縦覧に供する。
- 附 則
この告示は、令和6年11月26日から施行する。

福井県告示第479号

福井県港湾施設管理条例に規定するコンテナターミナルの区域の指定（平成22年福井県告示第501号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月26日
福井県知事 杉本 達治

- 2を次のように改める。
- 2 コンテナターミナルの区域の縦覧
コンテナターミナルの区域の縦覧については、福井県土木部港湾空港課のホームページに公開して縦覧に供する。
- 附 則
この告示は、令和6年11月26日から施行する。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和6年11月12日に国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年11月26日
福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
福井河川国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量地図情報レベル500（航空レーザ測量による河川測量）
- 3 作業の期間
令和6年10月2日から令和7年4月30日まで
- 4 作業の地域
九頭竜川および日野川の一部区間

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特

定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年11月26日
福井県知事 杉本 達治

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
除雪トラック（7t級）2台
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限
令和7年11月10日（月）
- (4) 納入場所

単位：台

事 務 所 名	所 在 地	台 数
福井土木事務所	福井市城東4丁目28-1	1
敦賀土木事務所	敦賀市中央町1丁目7-36	1
合 計		2

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により資格の認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）であって、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止または指名除外期間中でないこと。
- (3) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入することができる技術的能力を有すると認められる者であること。
- (4) この入札に係る調達物品の点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができることと認められる者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県土木部道路保全課
電話 0776-20-0477

- (2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書別紙2）に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書等の提出期限
令和6年12月9日（月）17時まで
- (2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法
電子入札システムを使用して送信する。
なお、入札参加資格確認申請書の情報が、契約担当者が本件入札に使用する電子計

算機に備え付けられたファイルに、提出期間中に記録されたものを有効とする。 入札参加資格確認申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとします。 (3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法 ア 提出先 〒９１０－８５８０ 福井県福井市大手３丁目１７－１ 福井県土木部道路保全課 電話 ０７７６－２０－０４７７ イ 提出方法 持参または郵送すること（郵送する場合は簡易書留郵便とし、期間内必着とする。）。 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時 (1) 入札書の提出方法 5(2)または5(3)と同様とする。 (2) 入札書の提出期間 令和７年１月８日（水）８時３０分から令和７年１月９日（木）１６時００分まで ア 開札日時 令和７年１月１０日（金） １３時３０分 イ 場所 福井県福井市大手３丁目１７－１ 福井県庁６階 入札室 7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（加算後の金額に１円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。 8 落札者の決定方法 この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 9 その他 (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに	通貨 日本語および日本国通貨 (2) 入札保証金および契約保証金 福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号。以下「財務規則」という。）第１５２条、第１５３条、第１７１条および第１７２条の規定による。 (3) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、この入札に係る調達物品の仕様書その他必要と認められる書類（以下「入札仕様書等」という。）を次のとおり提出し、当該調達物品の仕様に関する県の技術的審査を受けるものとする。 なお、入札仕様書等の内容について、当該技術的審査に係る事務を担当する部局から説明または確認を求められる場合がある。 ア 提出期限 令和６年１２月９日（月）１７時まで イ 提出方法 持参または郵送すること。 ウ 提出場所 〒９１０－８５８０ 福井県福井市大手３丁目１７－１ 福井県土木部道路保全課 (4) 入札の無効 財務規則第１５１条の規定による。 (5) 仮契約書作成の要否 要 この契約は仮契約であり、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和３９年福井県条例第１号）の規定に基づき福井県議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずる。 (6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成２２年福井県条例第３１号）第５条第２項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。 なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。 (7) ２に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所 申請者の受付時期 福井県の休日进行を定める条例（平成元年福井県条例第２号）第１条第１項各号に掲げ
--	---

る日を除き、随時申請を受け付ける。

申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(8) その他

この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Snow removing truck (7t class) 2 cars

(2) Date,Time of Bidding:

8:30am, Jan 8,2025-4:00pm, Jan 9,2025

(3) Period of Contract:

November 10,2025

(4) Contact point for the notice:

Road Maintenance Division,Fukui Prefectural Government' 3-17-1,Ote,
Fukui-City,Fukui-Prefecture,910-8580,Japan
TEL 0776-20-0477

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年11月26日

福井県知事 杉本 達治

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

鯖江市上河端町8字布西8番1、9番1、9番2の一部、10番2の一部、13番、
14番1、15番4、15番5、15番12、18番の一部、19番の一部、37番、
38番および39番

2 開発許可を受けた者の住所および氏名

鯖江市吉江町712番地2

Japan Eyewear Holdings株式会社

代表取締役 金子 真也

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月26日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(政党の支部)

(法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
令和6年10月8日	日本維新の会衆議院福井県第2選挙区支部	齋木 武志	齋木 武志	越前市片屋町58-11-1	衆議院議員	○
令和6年10月10日	立憲民主党福井県第1総支部	波多野 翼	山口 健太郎	福井市大手2-15-6	衆議院議員	○
令和6年10月11日	自由民主党福井県第二選挙区支部	高木 毅	田中 正信	敦賀市鋳物師町4-8	衆議院議員	○

(1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和6年10月31日	自由民主党福井県丹生郡第一支部	時田 和一良	藤田 和範	丹生郡越前町織田119-3-1

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和6年10月3日	谷川のぶかず後援会	谷川 暢一	谷川 暢一	三方上中郡若狭町井ノ口37-4
令和6年10月24日	明日のえちぜん町	高田 浩樹	高田 五月	丹生郡越前町気比庄5-9-3
令和6年11月5日	石垣さとし後援会	石垣 智史	石垣 智史	勝山市旭毛屋町1601-1
令和6年11月6日	福井県農政連敦賀市支部	靄 光雄	岡田 実	敦賀市三島町2-11-11
令和6年11月6日	福井県農政連小浜市支部	幸池 享	島田 良弘	小浜市遠敷8-8-1
令和6年11月6日	福井県農政連高浜町支部	井ノ元 康夫	大塚 康夫	大飯郡高浜町宮崎64-8-1
令和6年11月6日	福井県農政連おおい町支部	猿橋 啓一	小畑 信幸	大飯郡おおい町本郷139-24

令和6年 11月6日	福井県農政連若狭町支部	呉林 堅	中塚 史和	三方上中郡若狭町鳥浜46-5
---------------	-------------	------	-------	----------------

福井県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月26日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和6年 11月1日	稲田朋美東北地区後援会	村嶋 哲郎	会計責任者	村嶋 哲郎	吉田 雅和
令和6年 6月23日	自由民主党福井県 薬剤師支部	森中 裕信	代表者	森中 裕信	角野 雅之
			会計責任者	岩崎 満子	中静 美紀
令和6年 10月6日	高木つよし越前町後援会	青柳 良彦	名称	高木つよし越前町後援会	高木つよし宮崎村後援会
			主たる事務所の所在地	丹生郡越前町内郡13-22-4	丹生郡越前町蛸口3-18
			代表者	青柳 良彦	木村 繁
			会計責任者	吉田 憲行	新谷 孝雄
令和6年 11月5日	西山理恵後援会	西山 理恵	名称	西山理恵後援会	西山りえ後援会
			代表者	西山 理恵	久保 幸治
			国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

労働委員会公告

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条および労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、福井県労働委員会あっせん員候補者を次のとおり公示する。

令和6年11月26日
福井県労働委員会
会長 井上 毅

氏 名	現 職 等
井上 毅	弁護士
川村 一司	弁護士
清水 泰幸	福井大学教育学部准教授
小池 麻里子	弁護士
竹内 順子	司法書士
矢野 義和	日本労働組合総連合会福井県連合会会長
橋岡 克典	日本労働組合総連合会福井県連合会事務局長
米谷 寿光	アイシン福井労働組合執行委員長
角田 智子	日本郵政グループ労働組合北陸地方本部書記長
山田 佐智生	電機連合福井地方協議会事務局長
田村 毅	敦賀海陸運輸株式会社専務取締役
清水 則明	ラニイ福井貨物株式会社取締役会長
中村 直樹	アイテック株式会社顧問
山埜 浩嗣	福井県経営者協会専務理事
久保田 百代	久保田電機株式会社代表取締役社長